

国 営 積 第 2 号
令和2年 6月30日

公共建築工事積算研究会構成員 殿
全国営繕主管課長会議構成員 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

共通費実態調査（本調査）の実施について（協力依頼）

「公共建築工事共通費積算基準」は、官庁営繕関係統一基準として国をはじめとする多くの公共発注機関において、工事費積算における共通費算定の適用基準として広く活用されているところです。

今般、国土交通省官庁営繕部においては、営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的に「公共建築工事共通費積算基準」の改定に向けた検討を開始したところであり、本検討のための基礎資料とするため、別添のとおり各地方整備局営繕部長あてに共通費実態調査の実施を通知したところです。

なお、「公共建築工事共通費積算基準」の検討に際しては、より多くの工事实績を収集分析することでよりの確な検討が行えるものと考えているところです。

つきましては、業務多忙のところとは存じますが、貴機関において発注される公共建築工事においても、下記のとおり共通費実態調査へご協力頂きますようよろしくお願い致します。

記

1. 対象工事

令和2年度及び令和3年度に完成する営繕工事。

2. 調査にあたって

(1) 今後契約手続きに着手する工事

現場説明書等において、共通費実態調査の対象工事である旨の記載をお願いします。

【記載事項（例）】

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象工事である。なお、調査票は、監督職員から配布するものとする。

(2) 現在履行中の工事（契約手続中のものを含む）

現在履行中の工事（契約手続中のものを含む）について、共通費実態調査を予定するものについては、共通費実態調査の目的等を踏まえた上で、発注者及び受注者において協議のうえ共通費実態調査の実施をお願いします。

3. 調査内容と実施について

別途配布する「共通費実態調査 調査要領（本調査）」に基づき「共通費実態調査票（本調査）」にて調査の実施をお願いします。